

平成 29 年度における一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成 29 年 3 月 24 日

士幌町長 小林 康 雄



第 1 資格の種類

平成 29 年度において士幌町（以下「町」という。）が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第 5 の 2 を除き、以下「資格」という。）は、当該右欄に定めるものとする。

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類
士幌高等学校農業先進技術活用実践学習の委託業務	農業先進技術活用実践学習
士幌高等学校農業マーケティング実践学習の委託契約	農業マーケティング実践学習

第 2 資格要件

1 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、(1) から (7) までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 各種税を滞納している者でないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- (5) 平成 29 年 4 月 1 日現在において、1 年以上その事業を営んでいること。
- (6) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれにも加入していること。ただし、法令により適用除外とされている場合は除く。
- (7) 個人にあつては、従業員の数が 3 人以上であること。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 農業先進技術活用実践学習
測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。
無人航空機（ドローン）の操縦者は、無人航空従事者試験（ドローン検定協会）の有資格者であること。
無人航空機（ドローン）による土壌表層センシング技術を用いた窒素肥沃土マップを作成できること。
実践成果を学会などの公の場で発表できること。
- (2) 農業マーケティング実践学習
都市圏美術大学や商品開発アドバイザー等とのコーディネートが可能であること。
商品開発に必要なテストマーケティングを実施するための関係機関との調整が可能であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法

律第 185 号) 又は商店街振興組合法 (昭和 37 年法律第 141 号) の規定に基づき設立された組合又はその連合会 (以下「中小企業組合等」という。) については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、1 に規定する基本的資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) (2) から (4) までに掲げる以外の者
平成 29 年 3 月 24 日 (金) から平成 29 年 4 月 13 日 (木) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く)
時間： 8 時 15 分～12 時 40 分
13 時 25 分～17 時 00 分
- (2) 経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
(1) に定める時期及び当該証明を受けたとき。
- (3) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1) に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (4) 町長が特に必要と認めた者
町長の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、北海道士幌高等学校の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

第4 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者
- (2) 中小企業組合等 (企業組合及び協業組合を除く。) である資格を有する者でその構成員 (資格を有する者であるものに限る。) を変更したもの
- (3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、北海道士幌高等学校の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があつた日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

2 有効期間の更新手続

1 の有効期間を更新しようとする者は、平成 30 年 2 月に平成 30 年度の資格に関する告示を行う予定であるので、当該告示に基づき更新手続を行うこと。

第6 資格の消滅

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第 2 に規定する資格要件 (第 2 の 1 の (3) に規定する資格要件及び従業員の数に係る資格要件を除く。) に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。